

Title	小川原正道君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.9 (2003. 9) ,p.124- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030928-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平成一五 (二〇〇三) 年二月二六日

主査 慶應義塾大学法学部教授 井田 良
法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学法学部教授 平良木登規男
法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学名誉教授 宮澤 浩一
法学博士

小川原正道君学位請求論文審査報告

小川原正道君より提出された博士学位請求論文は、「大教院の研究」である。いうまでもなく大教院は、明治五年に教部省が組織的な国民教化政策を推進するために設けた中央機関であるが、同八年には解散し、教部省の国民教化政策は短期間で挫折した。大教院はいかなる経緯をたどって設立され、そして廃止されたのか。また大教院の活動の実態は、どのようなものであり、一体いかなる原因で崩壊したのか。本論文は、明治初期の宗教政策史研究上、看過できない大教院について、その全容を明らかにしようとして試みたものである。本論文の構成は次の通りである。

序

第一章 大教院の設置

第二章 大教院の活動と実態

第三章 大教院時代の民衆教化―東京府の事例―

第四章 大教院の崩壊―島地黙雷の大教院分離運動―

第五章 大教院放火事件

第六章 教部省の廃止過程

あとがき

これまで、大教院に言及した文献としては、藤井貞文、吉田久一、辻善之助、村上專精、二葉憲香、阪本是丸、新田均、久木幸男、山本哲生、安丸良夫、羽賀祥二等の研究が知られているが、いずれも、神道史や仏教史など宗教史や国史の立場からの研究であり、大教院を系統的に政治史や行政史の視点から扱った先行研究は、ほとんどみあたらなかった。その意味で、本論文は、従来の研究の空白を補うばかりでなく、大教院の全容を政治史の中に位置づけ、体系的に分析をした初めての本格的な研究として大きな意義がある。以下、本論文の内容要旨を紹介する。

第一章では、大教院の設立建議から設立までの過程と、創立当初における大教院の組織形態、活動の実態について、「社寺取調類纂」（国立国会図書館）や大教院長をつとめた興正寺撰信の日記、さらには東京都公文書館所蔵の諸記録や増上寺所蔵の新資料を利用して、詳細な検討を行っている。周知のように維新直後の明治政府の宗教政策上の最大の課題は、開化政策に伴い侵入するキリスト教を防御する

ことと天皇を中心とする国民の精神的一体感を創出する神道国教化政策を推進することの二つであった。それゆえ政府は祭政一致の理念に基づき神祇官を置き、神道による国民教化に乗り出したが、みるべき成果を取ることができず、明治五年三月神祇官を発展的に改組して発足した教部省は、従来の神道一辺倒の方針を改め、仏教をも取り込んだ体制を模索、仏教各宗もこれに呼応する形で大教院の設立を建議、これが容れられて明治六年一月大教院は、元紀州藩邸で開院式をおこなったのである。本章では、大教院の設立構想が、もともと廃仏毀釈の運動にさらされた仏教各派による失地回復、起死回生を意図として生まれたものであったこと、この仏教側からの大教院の設立建議に対し、明治五年五月、当時仏教側に理解のあった教部大輔羽羽美静らの意向もあつて、概ね建議に沿う形で裁可されたこと、しかし、仏教側の主導による大教院の設立が顕在化するとともに、教部省内で黒田清綱ら神道系薩摩閥の警戒が強まり、大教院のイニシヤティブもかれらの影響下に置かれることになり、開院式の時点ですでに神道主義へ大きく傾斜していたことなど、大教院設立許可から開院式までのわずかな期間に、教部省の介入によって大教院が大きく変質していく過程が明らかにされている。大教院は、その設立構

想の段階では仏教主導の機関であったものの、設立を許可された段階には神仏合同機関へ変化し、さらに開院式を迎える段階では教部省の介入で神殿を持つ神主仏徒機関へ変質したという小川原君の主張は、確実な史料によって裏付けられた無理のない主張である。

第二章では、大教院の所管業務とその執行状況を検討している。大教院の活動について、制度面にとどまらず運用の実態にまで言及した文献は、これまでほとんど見あたらず、また言及したとしても大教院の活動と地方の中教院・小教院の活動を混同するなど、いささか不十分といわざるをえなかったが、小川原君は、東京芝増上寺に一部保存されていた大教院時代の資料、大教院の機関紙『教会新聞』(高野山大学蔵)、『教院講録』(東京大学明治新聞雑誌文庫蔵)、「教部省記録」(東京都板橋区熊野神社蔵)などを用いて、大教院の業務の執行状況とその変遷を明らかにしている。大教院の所管業務は、「大教院事務章程」(明治六年三月一四日教部省無号達)および「大教院規則」(明治六年一〇月二〇日教部省無号達)によって規定されているが、主なものは、教導職育成、神殿儀式と講堂説教、中教院・小教院と講社の総括などであった。小川原君は教導職育成について、教部省がさかんに神官僧侶の教導職補任をすす

めたにもかかわらず、明治七年一二月の時点で、教導職の数は僧侶三〇四三人(僧侶の総数二万八〇一四人)、神官四二〇二人(神官の総数九七八〇人)にとどまったこと、そして大教院における生徒募集も資金不足から抑制され、優秀な教導職育成のための教育機能は、当初から停滞していたこと、また神殿儀式と講堂説教についても、内容の不統一や神仏間の対立によって混乱がみられたことを指摘し、さらに中教院・小教院や講社の設立についても、教部省が権限を持っていたことから、事務的な取り次ぎにとどまっていたことを明らかにしている。それにしても、停滞する大教院に対し、所轄官庁の教部省は、なぜこれを放置したのか。こうした疑問に対し、小川原君は「大教院に乏しい資金を投じるより、不都合のないよう軌道修正を図りながら教化のテコ入れは直接行っていくのが、教部省の基本姿勢」だったと述べ、教部省が大教院に対し、あまり信頼を寄せていなかったことを指摘している。

第三章では、大教院設置前後の教部省行政について、東京府の場合を例に、その実態を詳しく論じている。これまでに、教部省の教化活動の展開については、藤井貞文、清水秀明、羽賀祥二らによって、北海道、東北、静岡、浜松、島根、長崎の各地方の実態が明らかにされているが、教部

省が最も重視したはずの首都東京における教化活動についての研究は、資料の不足もあってほとんどみあたらない。小川原君は東京都公文書館所蔵の諸文書等を用いて、大教院設置以前の明治五年五月、教部省がいち早く東京府に民衆教導のための説教開始を布告し、実際に説教を行う場所を指定していたこと、これに対し、指定された府下の神社ならびに寺院はほとんど抵抗することなく教化活動に取り組み、東京府における教化政策は、全国に先駆けて展開されたこと、また東京府による教化政策は、民衆教導のための説教の遂行にとどまらず、たとえば風俗統制、徒刑場における囚人教導にまで及んでいたことなど、意外な側面を明らかにしている。もとより、こうした東京府の教化政策への「協力」や「参加」の傾向は、仏教界にとっては激しい廃仏毀釈の体験に基づくもので、「神仏合同」という基本的な矛盾が解消されたわけではなかった。神仏間の矛盾は、まもなく他府県にさきがけて東京府において顕在化し、それが全国に波及することになるのである。これまで教部省の教化活動の展開については、地方レベルの実態から論じられることが多かったが、東京府の実態が明らかになったことよって、今後、再検討の余地が生まれたといえるだろう。

第四章では、島地黙雷の大教院分離運動の動向を中心に、大教院の崩壊過程を検討している。いうまでもなく島地は、周防国出身の真宗本願寺派僧侶であるが、欧州留学中の明治五年一二月パリから三条教則批判建白書を提出して教部省の宗教政策を批判、六年七月帰国後は大教院分離運動の先頭に立った人である。島地が展開した信教自由・政教分離の運動は当時の仏教界にあって近代的な思想に裏打ちされたものであったが、それが強力でありえたのは、島地の背後に木戸孝允ら長州閥政治家の支援があったためといわれている。小川原君は、この点に着目し、島地と木戸がはじめて接触した明治四年以降の二人の関係を丁寧に洗い直し、明治六年八月島地が教部省に「伺書官員投書ニツキ」を提出した翌々日に島地は木戸に面会していること、九月には木戸邸に宿泊し、有名な「大教院分離建白書」を提出した翌日にも木戸を訪ねていること、また島地は木戸を通じて伊藤博文とも交友を深め、伊藤の支援も得たこと、そして大教院分離運動成就後の木戸の伊藤宛礼状の内容から伊藤の貢献がとくに大きかったことなどを指摘、島地が長州閥政治家との連携によっていち早く情報を収集、政府に対しては建白書を用いて、また一般世間には、この頃すでに影響力を持ち始めた新聞・雑誌を活用して効果的な働き

かけをしていた様相を明らかにしている。なお、本章には、明治八年一月太政官が真宗の大教院分離を認める決定を下したにもかかわらず、教部省が決定を公表をしなかったことに対し、島地が石川舜台と連名で分離裁可を督促した三条太政大臣宛「建言」が登載されているが、これは、『明治文化全集』所載の草稿とは異なり、新発見の正本として貴重である。

第五章では、明治七年一月一日に発生した大教院放火事件を取り上げている。大教院は明治五年一月、紀尾井町の元紀州藩邸に設置され、翌六年六月に芝増上寺本堂に移転したばかりであったが、すでに大教院分離運動がはじまり、事件勃発の頃は、運動が軌道に乗り始めた時期でもあった。小川原君は、東京都公文書館所蔵文書、社寺取調類纂、さらに増上寺現存資料などを用いて、事件の発生から火災原因の取調、放火犯の逮捕・処罰、本堂の再建にいたる一連のプロセスを明らかにした上で、この事件の特徴、ならびに影響を論じている。著者によれば、この事件は当初、宿直者の失火が疑われたが、仏教に対し強い敵愾心をもつ複数の高知県士族による放火であり、犯行の動機は、神仏混淆した大教院への反発にあったという。すなわち、大教院は、「邪宗防御」も「敬神愛国」もなしえない「神

威」を汚す場になっており、仏教の本堂に神殿を置くような大教院は許し難いというのが放火犯の主張であった。そして小川原君は、このような放火犯の大教院批判について、例えば常世長胤が「此火災ハ狂人ノ為ニ起ルト雖モ」「不浄ノ地」ゆえに起きた「災害」と断じたように、神道側の高官も共感していたことを指摘し、この事件を「仏教による大教院分離運動とは一線を画し、むしろ廃仏的な神道主義に裏付けられた廃仏毀釈の系譜に連なるもの」と位置づけている。すなわち、大教院への批判・反発は単に仏教側のみならず、神道側においてもその底流に存在したのである。

第六章では、大教院の所轄官庁として明治政府の宗教政策を担っていた教部省の廃止過程を検討している。明治五年三月神祇官を改組して発足した教部省の使命は、人民を「善導」し、「共和政治ノ学ヲ講シ国体ヲ蔑視シ新教ヲ主張シ民心ヲ煽動スル」のを防ぐことにあつたが、教部省の下で民衆教化とキリスト教防止の中心たるべき大教院は真宗の分離運動を受けて八年五月に解体され、教部省は、その存在価値を失った。にもかかわらず教部省は大教院が解散したあとも存続し、翌九年一月、改めて制定された教部省職制と事務章程によって再出発を期したかと思うと一〇年

一月に突然廃止されるなど、その政治過程については、不可解な部分が多い。小川原君はこの点について、平田派神道に強い影響を受けた伊地知正治ら薩摩閥教部官僚と真宗と連携した木戸孝允ら長州閥政治家の間にあった教部省設立以来の対立が依然として解消していなかったことに着目して、最終的に教部省を廃止に追い込んだ木戸孝允、伊藤博文、島地黙雷らの動向を細かく追跡、すでに明治六年の時点で木戸、伊藤、島地そして教部大輔の宍戸璣らは、教部省の薩摩閥を懸念して教部省の廃止を検討し、薩摩閥の黒田清綱、三島通庸らの追い落としをはかっていたこと、その結果、三島は鶴岡県令となって教部省を去り、黒田も元老院議員として転出、大録の清原真弓、中録渡辺玄包ら神道系の人物も次々と教部省を去り、明治八年以降、教部省はむしろ真宗僧が優勢な状態となり、大教院崩壊によって民衆教化機能を失った教部省もしばらくは存続することになったこと、しかし、神仏間の争いは一向に終息せず、おりからの大久保利通の地租減額断行にもなう行政改革推進の過程で、その原案作成にあたっていた伊藤は迷うことなく、「教部省ヲ廃シ局トナスコト」の一文を盛り込んだことなど、教部省廃止に至る複雑な過程を明らかにしている。

小川原君の論文の概略は以上の通りである。本論文は、小川原君がこれまで『日本歴史』や『法学政治学論究』誌上に発表してきた六編の論考に加筆・修正を施し、これに、新稿一編を加え全体を構成したもので、各章のもとになった論考は、新稿一編を除き、すでに学界の評価を受けている。それゆえ、ここであらためて指摘すべき点は少ないが、本論文を全体として評価すべき点は、次の三点である。

まず第一に、日本宗教政策史研究上、手薄となっていたテーマに一貫して真正面から取り組み、大教院の全容について徹底した究明を試みた点である。いうまでもなく大教院をめぐる諸問題について、神道史や仏教史の立場から言及した文献は多数あるが、大教院の全体像を究明することは、資料的な制約もあって取り組みが遅れていた。同君があえてこうした課題に挑戦し、新事実の発見につとめる一方、大教院の全容を明らかにし、体系的なものとして纏めたことは、学界に対し多大な貢献をするものとして評価に値する。

第二に、精力的な資料収集をおこなっていることである。すでに述べたように、大教院は放火によって焼失したため、原資料はほとんど残っていない。小川原君は、増上寺経蔵

に一部保存されていた「本省教院出仕日史」「増上寺日鑑」など、大教院時代の資料を見出したほか、高野山大学が所蔵している大教院機関紙『教会新聞』、東京都板橋区熊野神社が所蔵する『教部省記録』、東京大学が所蔵する『教院講録』、『日新真事誌』に掲載された「大教院録事」、さらには国立公文書館や東京都公文書館が所蔵する諸資料を網羅的に収集し、資料上の欠落を補ったことは賞賛に値する。本論文に利用された資料が、今後の研究に利用されることを考えれば、小川原君の努力は、特筆に値する。

第三に、こうした膨大な資料に依拠しつつも、的確な資料操作をおこなっていることである。例えば、これまで「大教院の学課表」として知られてきた資料について、小川原君は、単に仏教側の建白案にすぎず、この案が実際に実施されたかどうかは「不明」と考証するなど、同君の資料を扱う姿勢には鋭い批判精神が認められる。また同君の研究において一貫して採られているのは、いうまでもなく確実な資料にもとづく実証主義的手法であるが、厳密な資料批判にもとづく旧来の説を批判、大胆な主張を展開していることは、同君の将来の活躍を期待させるものがある。

もとより本論文にも、当然のことながらいくつかの課題が残されている。将来への希望も含めて次の課題を指摘で

きる。

第一に、大教院の下に各県に存在した中教院、小教院の研究を進めることである。もちろん本論文でも、例えば名東県中教院の設置過程に言及するなど、中教院、小教院を視野に入れた研究がなされているが、個々の中教院、小教院を対象とした個別研究は十分ではない。今後はすでに研究が進んでいる各地方の研究成果だけでなく、全く進展がみられない地域の研究者とも連携して、新たな資料の掘り起こしを行うなど、今まで以上に時間と労力をつぎ込むことが望まれる。地道な現地調査は労多くして功が少ないといわれるが、将来、小川原君が中教院、小教院の個別研究をとりまとめ、全国的レベルで総合化することに成功するならば、今回の「大教院の研究」は、いっそう輝きを増すからである。

第二に、大教院の崩壊が明治政府の宗教政策にいかなる影響を及ぼしたのかをより明確にする必要がある。短期的には大教院の崩壊は、大教院の管轄官庁であった教部省を崩壊させるが、長期的には明治政府の宗教政策にどのような影響を及ぼしたのか。大教院の管轄官庁であった教部省が崩壊した後、「官社及神社寺院及宗教二閑スル事務」は内務省社寺局に受け継がれるが、質的にはいかなる変化

が認められるのかという点である。もちろんこうした問題に答えるためには、内務省時代の宗教政策を詳しく分析するなど、さらなる研究が必要となるが、引き続きそうした問題の究明に取り組むことを期待したい。

このように本論文には、いくつかの課題が残るが、しかしこれらは望蜀にすぎず、決して本論文の価値自体を損なうものではない。審査員一同は一致して、小川原君の研究が従来の研究に新しい角度から果敢に挑戦するもので、近代日本研究の発展に寄与するものと考え、同君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに相応しいもの判断する。

平成一五年三月四日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	寺崎 修
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	笠原 英彦
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	岩谷 十郎